

# 一般社団法人ここみ定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ここみと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を静岡県浜松市中区に置く。

2 当法人は、社員総会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は子育てに関わるすべての人に対し、子育て支援に関する事業や、子育ておよび子どもの育ちを地域全体で支えあうつながりづくりに関する事業を行い、すべての子どもと親が孤立せず、生き生きと心豊かに暮らせる社会の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域子育て支援拠点事業の運営
- (2) 子ども及び子育てに関わる大人の居場所づくり事業
- (3) 子育てを支える人材の養成・研修事業
- (4) 産前産後サポート事業
- (5) 子育てに関するイベント企画や運営・調査研究・情報提供・出版・サービス事業
- (6) 子育てに関する個人や団体への支援・コンサルティング事業
- (7) 社会から孤立しがちな当事者・支援する人の支え合い・学びあい事業
- (8) 多様な働き方、暮らし方を実現するための事務代行業
- (9) インターネット等による通信販売及び情報提供サービス
- (10) 男女共同参画を啓発・推進する事業
- (11) 前各号に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 社員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第8条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第9条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

## 第3章 社員総会

(社員総会)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第13条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第15条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

## 第4章 役員

(役員)

第18条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上5名以内

(2) 監事 1名

(選任等)

第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 理事のうち理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族(その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。)である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事の選定及び職務権限)

第21条 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(監事の職務権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事はいつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の議決によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。

(役員報酬等)

第24条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第25条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人と  
その理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第26条 当法人は、役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める

要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第5章 基金

(基金の拠出)

第27条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第28条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第29条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第30条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

## 第6章 計算

(事業年度)

第31条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から(翌年)3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第32条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(余剰金の分配)

第33条 当法人の余剰金は、これを一切分配してはならない。

(残余財産の帰属)

第34条 当法人が解散(合併または破産による解散を除く)したときに残存する財産は、こ

れは浜松市に帰属する。

## 第7章 附則

(最初の事業年度)

第35条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和3年3月31日までとする。

(設立時の理事、代表理事及び監事)

第36条 当法人の設立時の理事、代表理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事 小沢 めぐみ 大隅 和子 河村 浩美

設立時代表理事 大村 美智代

設立時監事 佐藤 和枝

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第37条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

静岡県浜松市西区庄内町303番地の2

大村美智代

静岡県浜松市中区山手町22番6号 スカイラーク山手Ⅱ201号

小沢めぐみ

(委任等)

第38条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、社員総会の議決により、代表理事が別に定める。

2 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人ここみを設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和3年1月3日

設立時社員 大村 美智代

設立時社員 小沢 めぐみ